

# 住宅環境改善リフォーム補助金のご案内

## 補助金制度の概要

市民の生活の基盤となる住宅環境の向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、自らが所有し、かつ、居住する住宅のリフォームに要する経費の一部を補助する制度です。

### 1 補助対象者の要件（基本額分）

申請者は次のすべての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 一関市内に住所（住民登録）を有し、リフォームを行う住宅に居住している当該住宅の所有者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でない者

### 2 補助対象者の要件（加算額分）

上記の基本額分の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する世帯の場合

- (1) 子育て世帯  
18歳未満（当該年度の4月1日における年齢）の子どもがいる世帯
  - (2) 高齢者世帯  
65歳以上（申請日における年齢）の高齢者がいる世帯
  - (3) 多世代同居世帯  
以下のアまたはイに該当する世帯  
ア 住宅の所有者またはその配偶者の直系尊属または直系卑属<sup>⑨</sup>である18歳以上（当該年度の4月1日における年齢）の者（①申請日において2年以上所有者と別に居住している者、②申請日において住宅所有者との同居から1年以内の者、または申請日が属する年度内に同居する者）が同居することにより、新たに世代数が1以上増加する世帯  
イ 住宅の所有者と現に同居している者が婚姻して引き続き同居する世帯
- ⑨ 直系尊属：自己より前の世代の直系親族、父母、祖父母など  
直系卑属：自己より後の世代の直系親族、子、孫など

**【多世代同居の該当例】**

夫・妻（1世代）→夫・妻・子（18歳以上）（2世代）

祖父・祖母・夫・妻（2世代）→祖父・祖母・夫・妻・子（18歳以上）（3世代）

祖父・祖母・夫・妻（2世代）→祖父・祖母・夫・妻（2世代）

子・子の配偶者（1世代）（同居するが別世帯）

夫・妻・子（2世代）→夫・妻・子・子の配偶者（2世代）

**【多世代同居に該当しない例】**

夫・妻（1世代）→夫・妻・子（出生）（2世代）※子育て支援型に該当

**【補助申請後に多世代となるケース】**

				申請日	
				年度内の同居	
				当該年度4月1日	当該年度3月31日
別居期間2年以上					

**【申請時に多世代となっているケース】**

				申請日	
				当該年度4月1日	当該年度3月31日
別居期間2年以上				同居(1年以内)	

**3 補助対象住宅の要件**

次のすべての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 申請者が所有する家屋または家屋部分で、床面積の2分の1以上が居住用であること
- (2) 一関市内にある住宅であること
- (3) この制度による補助を受けていない住宅であること

**4 補助対象工事の要件**

次のすべての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 補助対象工事に要する経費が30万円（税込み）以上であること
- (2) 補助申請手続後に工事に着手し、申請年度内に完了報告等を提出できること  
（工事着手後の申請は、一切受け付けませんので注意してください）
- (3) 国、県または市の他の制度による補助金等の交付を受けていない、または受けようとしていないこと（※1つの工事に対して、2つの補助制度で補助は受けられませんが、工事を分けて申請すれば、木材利用促進事業費補助金や介護保険の住宅改修などとの併用は可能です。）
- (4) 工事を行う施工業者は、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人であること

## 5 補助対象となる経費

- (1) 住宅性能を高める工事
  - ・クロスや床の張り替えなどの内装改修工事
  - ・屋根や外壁などの外装改修工事
  - ・建具などの改修工事 など
- (2) 居住性の向上や生活支援を目的にした工事
  - ・手すりの設置や階段の滑り止め設置、床段差の解消などバリアフリー工事
  - ・玄関や台所の改修工事
  - ・家族構成の変化などに対応した間取り変更や増改築工事 など
- (3) 住宅の衛生環境を向上させる工事
  - ・トイレ改修工事
  - ・浴室改修工事
- (4) 環境負荷低減に資する工事
  - ・住宅の各種断熱施工
  - ・二重サッシ取り付け工事 など
- (5) 感染症の感染防止または予防に資する工事
  - ・抗菌素材を使用した内装工事
  - ・非接触型トイレ自動洗浄
  - ・便座の自動開閉設備
  - ・洗面所等の自動水栓
  - ・非接触型のセンサー式照明

## 6 補助対象とならない経費

- (1) 門、塀等の外構工事
- (2) 消耗品、備品など取り外し可能な製品の購入及び設置
  - ※対象外の例…カーテン、障子、家具、コンロ、エアコン、消毒用備品など
  - ※但し、トイレの便器、浴室改修等と一体的に行う給湯設備の設置は補助対象
- (3) 住宅と別棟の車庫、物置、納屋等の附属建物の設置または改修工事

## 7 補助金の額

- (1) 基本額 対象工事経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）  
上限10万円（例：補助対象工事費100万円の場合）
- (2) 加算額 対象工事経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）  
上限10万円（例：補助対象工事費100万円の場合）

- ◆ 予算が無くなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。  
R3年度の予算額は、基本額・加算額合わせて 29,100,000円 です。

## 8 補助金の計算方法について

### 【基本額のみの場合】

例① 補助対象工事費（税込） 1,000,000 円の場合

$$1,000,000 \text{ 円} \times 1/10 = 100,000 \text{ 円（上限）}$$

※補助対象工事費が 100 万円以上の場合は、上限の 10 万円となります

例② 補助対象工事費（税込） 555,000 円の場合

$$555,000 \text{ 円} \times 1/10 \div 55,000 \text{ 円（千円未満切り捨て）}$$

### 【基本額+加算額の場合】

例③ 補助対象工事費（税込） 1,000,000 円の場合

$$1,000,000 \text{ 円} \times 1/10 = 100,000 \text{ 円（上限）} \cdots \text{基本額分}$$

$$1,000,000 \text{ 円} \times 1/10 = 100,000 \text{ 円（上限）} \cdots \text{加算額分}$$

$$\text{計 } 200,000 \text{ 円（基本額+加算額）}$$

※補助対象工事費が 100 万円以上の場合は、上限の 20 万円となります

例④ 補助対象工事費（税込） 555,000 円の場合

$$555,000 \text{ 円} \times 1/10 \div 55,000 \text{ 円（千円未満切り捨て）} \cdots \text{基本額分}$$

$$555,000 \text{ 円} \times 1/10 \div 55,000 \text{ 円（千円未満切り捨て）} \cdots \text{加算額分}$$

$$\text{計 } 110,000 \text{ 円（基本額+加算額）}$$

※補助対象工事費×2/10 ではないので注意してください

## 9 加算について

子育て世帯・高齢者世帯・多世代同居世帯のいずれかに該当する場合は、補助金が加算となります。

但し、子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当しているなど、複数に該当している場合でも、いずれか1つで加算となります。

## 10 その他

(1) 過去に実施した補助事業との関係について

緊急経済対策住宅リフォーム助成事業（H22～H29 実施）や

子ども・高齢者いきいき住宅支援補助金（H30～R 2 実施）

などの補助金の交付を受けた方でも、今回の住宅環境改善リフォーム補助金の申請は可能です。

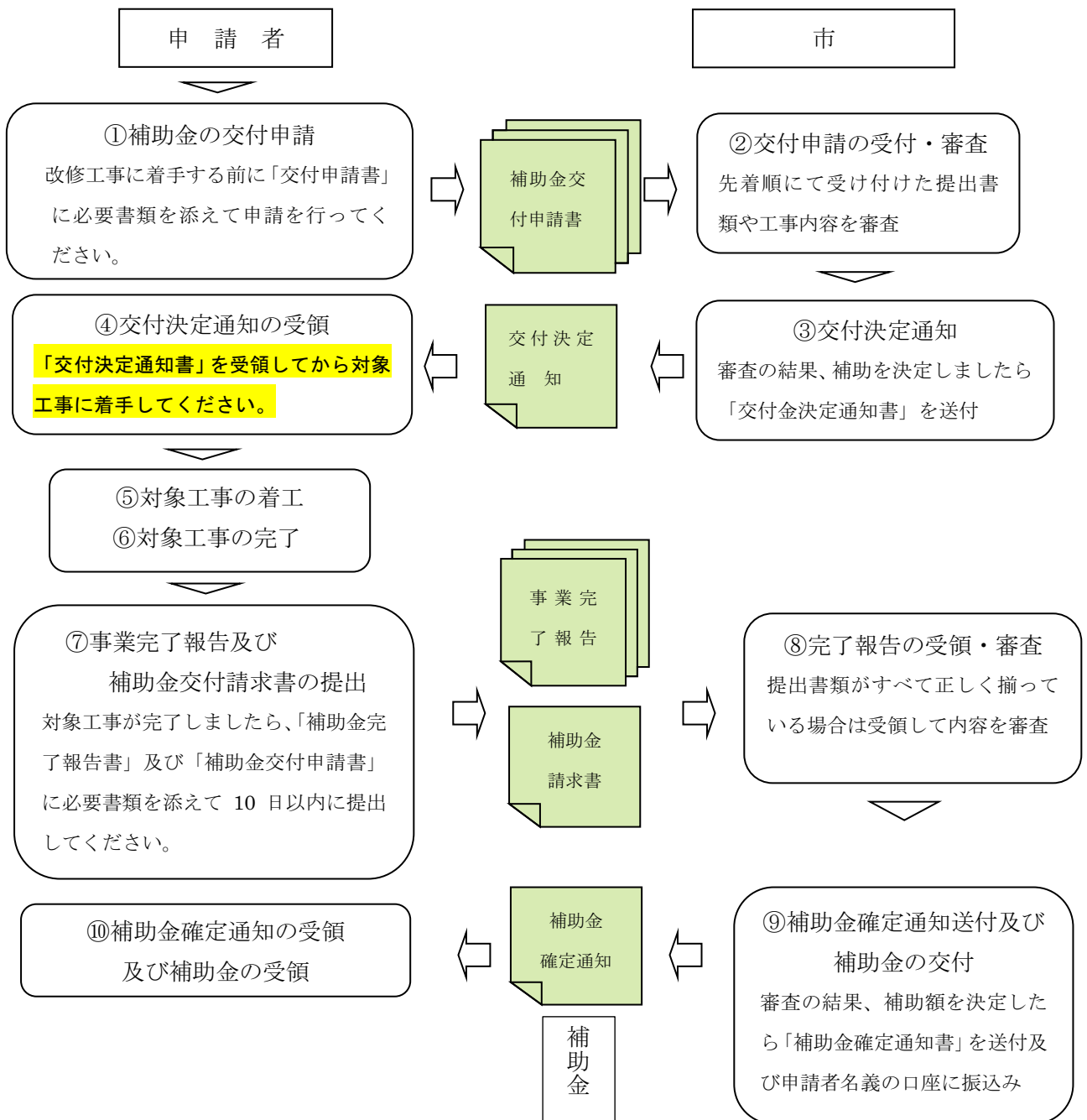
(2) 他の補助金との併用について

住宅環境改善リフォーム補助金では、市産材活用に対する加算はありませんが、木材利用促進事業費補助金（農地林務課）との併用が可能です。

### 【参考】木材利用促進事業費補助金

市産材使用量に応じて、1 m<sup>3</sup> あたり 25,000 円の補助（上限 50 万円）

## 補助金交付申請の手順（交付までの流れ）



※ 補助金交付決定通知書を受けた後に、対象事業を変更する場合は、変更承認を受ける必要があります。(ただし、工事内容の変更で、補助金額に変更を生じないものは除く。)

※ 工事を中止・取りやめする場合は、廃止の承認を受ける必要があります。

## 提出書類等

	提出書類	様式	提出 部数	添付書類	提出時期
当初申請時	補助金交付申請書	第1号	1部	〈共通〉 ・世帯員全員分の住民票 ・住宅の所有が分かる書類 ・納税証明書（申請年度を除く過去3年分） ・改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面 ・改修工事費の内訳書（見積書） ・現況の写真 ・その他市長が認める書類（多世代同居世帯の場合） ・新たに同居する者の住民票（2年以上所有者と別に居住していることがわかるもの） ・戸籍全部事項証明書	工事着手前
事業変更時	補助金変更（廃止）承認申請書	第2号	1部	〈共通〉 ・改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面 ・改修工事費の内訳書（見積書） ・その他市長が必要と認める書類	変更前早い時期
事業取止め時	補助金変更（廃止）承認申請書	第2号	1部		取止め事由発生後早い時期
事業完了時	補助金完了報告書 補助金交付請求書	第4号 第3号	各 1部	〈共通〉 ・工事費の支払いを証明する書類 ・完成写真 ・その他市長が必要と認める書類（多世代同居世帯の場合） ・新たに当該住宅に同居した者の異動後の住民票	完了した日から10日以内

※ 申請者にかわって代理の方が申請する場合は、委任状を提出してください。

**【申請受付及び問合せ先】**

申請書類の受付は、本庁及び各支所産業建設課で行いますが  
内容等への問い合わせは、下記までお願いいたします。

◇ 本庁都市整備課 電話 21-8541